省工ネ基準適合性判定手数料(建築物省工ネ法第12条, 第13条関係)

手数料条例別表第7(第2条関係)

1 %(1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/				
	工場等(※1)		工場等以外	
床面積(※2)の合計	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
	(※3)	(※4)		
2,000㎡未満のもの	38,500円	44,000円	149,000円	378,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	97,600円	104,000円	242,000円	539,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	147,000円	154,000円	317,000円	664,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	182,000円	191,000円	380,000円	786,000円
250,00㎡以上のもの	226,000円	236,000円	446,000円	896,000円

- ・増改築を行なう場合は、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。 (既存部分の床面積は対象外)
- ・計画変更の適合性判定手数料は、新規申請の手数料を基本とし、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。(100円未満は切り捨て。)
- ・軽微変更該当証明書の交付事務手数料は、計画変更の手数料に準じ、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。
- ※1工場等…建築基準法上の主たる用途が次のもの。
 - ○工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖上若しくは養殖場
 - ○倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場,汚物処理場,ごみ焼却場その他の処理施設
- ※2床面積…新築, 増築又は改築する非住宅部分の床面積
- ※3モデル建物法…採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法
- ※4標準入力法等…各室面積, 仕様を入力して評価する詳細評価法, その他モデル建物法以外の評価法